

# 排出量取引制度法（案）

2010年2月24日 気候ネットワーク

## 第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

## 第2章 排出量取引制度

第3条 始期

第4条 制度期間

第5条 対象となる温室効果ガスの排出

第6条 排出枠総量

第7条 留保

第8条 排出枠に関する通則

## 第3章 排出枠の割当

第9条 排出枠の公売

第10条 既存事業所に対する無償割当

第11条 炭素漏出のおそれ等がある事業に関する特例

第12条 新規事業所等に対する無償割当

第13条 複数の種類の事業活動をおこなう事業所

第14条 割当手続

第15条 届出

第16条 排出枠の支給

第17条 事業所の閉鎖等

## 第4章 報告及び排出枠の提出

第18条 報告

第19条 排出枠の提出

第20条 他の削減量による提出

## 第5章 排出情報記録簿及び排出枠口座簿

第21条 排出情報記録簿

第22条 排出枠口座簿

第23条 振替手続

## 第6章 排出枠に関する取引

第24条 排出枠の譲渡

第25条 排出枠の信託

第26条 排出枠の帰属等

## 第7章 排出枠の公売収益

第27条 公売収益の使途

## 第8章 監督

第28条 報告命令

第29条 賦課金

第30条 主務大臣

## 第9章 地方公共団体による排出量取引

第31条

## 第10章 罰則

第32条 罰則

別表1 取引制度の対象となる事業活動

別表2 排出枠総量の計算式

別表3 有償割当の総量の計算式

別表4 既存事業所に対する無償割当量の計算式

別表5 炭素漏出のおそれ等がある事業に関する無償割当量の計算式

別表6 新規事業所等に対する無償割当量の計算式

# 排出量取引制度法（案）

## 第1章 総則

### 第1条 目的

この法律は、排出枠の取引制度を通じて、産業活動等に伴う温室効果ガスの排出を確実かつ効率的に削減し、もって、地球の温暖化の防止をはかり国民の生命、健康及び財産を保護するとともに、持続可能な低炭素社会を構築することを目的とする。

この条文では排出量取引制度の目的について規定している。

### 第2条 定義

この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち環境省令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち環境省令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 その他環境省令で定めるもの

2 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させることをいう。

3 この法律において「温室効果ガスの総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに環境省令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境省令で定める係数をいう。以下同じ。)を乗じて得た量の合計量をいう。

4 この法律において「温室効果ガスの算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として環境省令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

5 この法律において「排出係数」とは、生産物又は活動の種類ごとに算定した生産物又は活動量の1単位あたりの温室効果ガスの算定排出量をいう。

6 この法律において「標準的な稼働率」とは、事業活動の種類ごとに、施設の平均的な稼働時間を基準として環境省令で定める値をいう。

7 この法律において「操業の開始」とは、試験的な操業の終了後に、はじめて通常の操業を開始したときをいう。

8 この法律において「事業所」とは、一つ又は複数の事業活動を継続的におこなうための場所に固定された技術的設備の総体をいう。

本条は主要な用語の定義をおこなっている。

1項は、「温室効果ガス」を定義するもので、温対法2条1項に依拠している。ただし七号を追加。

2項は、「温室効果ガスの排出」を定義するもので、温対法2条4項に依拠している。ただし、本条では間接排出という捉え方をとらず、エネルギー転換産業の排出をそのまま排出として捉えている（直接排出）。

3項は、「温室効果ガスの総排出量」の算定方法を定めている。「地球温暖化係数」を通じてCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスをその温室効果の強度に応じてCO<sub>2</sub>に換算する。温対法2条5項に依拠。

4項は、温室効果ガスの排出量は決められた方法によって算定された値によることを定めている。温対法21条の2第2項に依拠。

5項は、無償割当量を算出する際の基準となる「排出係数」の意義を定めている。この定義では、生産物の種類ごとに排出係数を定めることとしており、例えば電力であれば全燃料を通じた排出係数を定めることになる。なお、排出係数の定め方として、標準的な生産方法を基準とする方法、トップ技術による生産方法を基準とする方法（BAT基準）などがあるが、どのような基準を採用するのかについての定めは個々の規定において定めている。

6項は、新規事業所に対する無償割当量などを決定する際の基準となる標準稼働率の意義を定めている。

7項は、操業開始日についての定義規定。操業開始日は、制度対象となる事業所の範囲や無償割当量を決定するうえで意味をもつ。

8項は、事業所の定義規定。本制度モデルでは、取引制度の適用対象になるか否かの決定を「事業所」という単位でおこなっている。

## 第2章 排出量取引制度

### 第3条 始期

この法律が定める排出量取引制度（以下「排出量取引制度」という）は、平成23年1月1日に開始する。

本条は取引制度を2011年1月から開始することを定めている。

### 第4条 制度期間

排出量取引制度はこれを以下の期間に区分する。

- 一 平成23年1月1日から平成24年12月31日（以下「第1期」という）
- 二 平成25年1月1日から平成29年12月31日（以下「第2期」という）

2 第3期以降の制度期間の区分については、平成25年12月31日までにこの法律において定める。

本条は取引制度を期間に区切ること、第1期を2年間、第2期をそれに続く5年間とすることを定めている。

### 第5条 対象となる温室効果ガスの排出

排出量取引制度は、別表1に掲げる事業活動をおこない、かつ、各制度期間の算定基準期間中の年平均の二酸化炭素の排出量が2万5000トンを超える事業所（以下「特定事業所」という）における二酸化炭素の排出について適用する。

2 各制度期間の算定基準期間の開始後に操業を開始した事業所（ただし第3項に規定する事業所を除く。）については、操業開始日から算定基準期間の末日までの間の二酸化炭素の排出量を

1年間あたりの排出量に換算した値を基準として、前項の規定を準用する。

3 操業を開始した日から各制度期間の算定基準期間の末日までの日数が365日に満たない事業所及び制度期間の開始後に操業を開始した事業所(以下「新規事業所」という)については、当該事業所の生産又は活動能力と当該事業の標準稼働率から算出された1年間あたりの生産量に当該事業所の排出係数を乗じて算出した値が2万5000トンを超える事業所を特定事業所とみなす。

4 別表1の○に掲げる事業活動(注:輸送事業)については、当該事業者が保有する輸送車両から排出された二酸化炭素が一つの事業所から排出されたものとみなす。

5 各制度期間の算定基準期間は以下の各号に定める期間とする。

一 第1期 平成19年1月1日から平成21年12月31日まで

二 第2期 平成19年1月1日から平成23年12月31日まで

6 各制度期間の算定基準期間の開始後に生産設備の全部または一部を改変し、それによって当該事業所における生産又は活動の能力が3割以上増加又は減少した場合については、生産設備の改変後に初めて操業を開始した日を第1項ないし第3項における操業開始日とみなす。

7 第2期において、排出量取引制度の対象となる温室効果ガス、事業活動及び事業所を追加その他の変更をおこなう場合は、平成23年6月30日までにこの法律においてその旨の定めをおこなう。

本条は取引制度の対象範囲について定めている。

1項は、制度対象となる業種を別表1に掲げるものに限定したうえで、さらに裾切り基準を設けて大規模排出事業所に対象を絞り込んでいる。本モデル案では、制度期間ごとに、算定基準期間のCO<sub>2</sub>排出実績量の年平均値を基準として、それが2万5000トンを超える事業所を制度の対象としている。各制度期間の制度対象となる事業所の範囲は固定され変動しない(ただし、次の制度期間の対象事業所の範囲は改めて定められる)。

2項は、算定基準期間の開始後に操業を開始した事業所については、上記の算定期間の末日までの排出実績を年平均に換算した値が2万5000トンを超える事業所を制度の対象に組み入れることを定めている。

3項は、操業開始日から上記の算定期間の末日までの期間が1年未満の事業所、及び、制度期間開始後に新規に参入した事業所については、算定基準期間の排出実績によるのではなく、当該事業所の生産容量と排出係数、当該事業の標準稼働率から算出される排出量をもとに取引制度に組み入れられるか否かを決することを定めている。

4項は、輸送事業については、事業所という単位で排出量を把握することが困難であるため、すべての保有車両を一体として1事業所として扱うことを定めている。実質的に、輸送事業については事業者単位で裾切りをおこなうことを意味している。

5項は、排出実績量及び生産量を算定する際に基準となる期間について定めている。制度期間ごとにそれに先立つ3年間(第2期は5年間)としている。

6項は、算定基準期間(5項)の開始後に生産施設の改修がおこなわれた事業所については、改修時に新たな事業所として操業を開始したこととして扱うことを定めている。従って、算定基準期間の末日までの期間が1年未満の場合と制度期間開始後の場合は、排出実績ではなく改修後の生産容量と標準稼働率から算出される排出量に照らして制度への組入れについて決定されることになる。ただし、大規模な改修に限ることとし、従前の生産能力を3割以上増減させるものに対象を限定している。なお、無償割当を受けた

既存事業所が制度期間中に改修した場合の対応については、17条4項に規定している。  
7項は、第2期の制度対象について見直す可能性について明文で留保したものである。

## 第6条 排出枠総量

この法律により各制度期間に発行する排出枠の総量（以下「排出枠総量」という）は、別表2の計算式により算定する値とする。

本条では各制度期間に国が発行する制度で対象とする事業所・輸送事業者の排出枠の総量（キャップ）を定めている。

別表2においては、京都議定書目標達成計画にそって、2010年時点のキャップを1990年の排出量の99.4%（-0.6%）としたうえで、その後、毎年2.94%ずつ直線的にキャップを減少させている。第3期にも同じ減少を続けると、2020年のキャップは1990年の70%（-30%）となる。

## 第7条 留保

前条の規定により算定した各制度期間の排出枠総量の5%に相当する量の排出枠は、新規事業所の事業者等に対する無償割当のために留保する。

2 環境大臣は、前項により留保した排出枠のうち、各制度期間中に割当をおこなわなかった排出枠を第9条の規定に従い売却することができる。

3 第1項に規定する留保分が不足した場合、次の制度期間において留保する排出枠の量を不足量相当分だけ減少させる。

本条1項は留保分を5%とすることを定めている。留保分は、新規事業所への割当及び不服申立・訴訟手続の結果おこなわれる追加的な割当のために用いられる。また、事業所の閉鎖によって返還された排出枠も留保分に帰属する。

2項は、割当のために用いられずに残った排出枠については公売により売却することができる旨を定めている。

3項は、新規事業所などに対する割当によって留保分を超過することになった場合には、追加的に排出枠を発行して割当をおこなう。ただし、次の制度期間の留保分をその分減少させる措置をとるため、次の制度期間の留保分からのボローウィングとなる。

## 第8条 排出枠に関する通則

この法律に基づき発行する排出枠（以下「排出枠」という）は、1 二酸化炭素一トンを単位とする。

2 この法律に基づき割当て及び提出をおこなう排出枠の量の算定において、1 二酸化炭素一トン未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

3 排出枠には、個別の識別番号を付する。

4 排出枠は、発行された年が属する制度期間の次の制度期間の最終年の翌年の5月1日に失効する。

本条は排出枠に適用される基本的な事項を定めている。

4項は、排出枠は当該制度期間及び翌制度期間を通じて効力を有することを定めており、翌制度期間までのバンキングを認める趣旨である。排出枠の失効日が次の制度期間経過後の翌年5月1日とされているのは、次の制度期間における排出枠の最後の提出期限がその前日（4月30日）であることを反映している。

### 第3章 排出枠の割当

#### 第9条 排出枠の公売

環境大臣は、第6条に規定する排出枠のうち、別表3に規定する量の排出枠を公売手続により売却する。

2 公売の方法については政令で定める。

3 環境大臣は、公売に代えて、排出枠の取引所においてその日の相場で排出枠を売却することができる。

本条は、排出枠は公売手続により有償割当するとの原則を定めている。ここでは、公売手続の内容についての定めを政令に譲っているが、本来であればその骨格については法律で定めることが望まれる。なお、公売手続にかえて取引市場で売却する方法もある。

#### 第10条 既存事業所に対する無償割当

特定事業所（ただし第12条に規定する事業所を除く）の事業者に対し、別表4の計算式に基づき算出された量の排出枠を無償で割当てる。

本条は、第1及び第2期において既存事業所に対しておこなう無償割当の量を定めている。

既存事業所に対する無償割当の量は、各年度のキャップ（別表2）から有償割当分（別表3）と留保分（7条）を除いた残りの量が上限となる。無償割当量は毎年減少し、2020年にはゼロとなることを予定している。

また、別表4では、個別の事業者に対する無償割当量の算定方法を定めている。ここでは、基準期間の平均生産量と排出係数から算出された量を基礎として割当量を算出しているが、個別割当の総量が当該年度の無償割当量を超過しないようこれに一定の係数（「遵守係数」）を掛け合わせることで割当量を算定する方法をとっている。

この際、本モデル案では、新規事業所に対する留保分と炭素リーケージのおそれがある事業における無償割当（11条）をその他の既存事業所に対する無償割当に優先させており、遵守係数は以下の計算式で算定されることになる。

遵守係数 =  $([\text{当該年度の無償割当量}] - [\text{留保分}] - [11条に基づく割当量]) \div [\text{その他の事業所の割当量}]$

ただし、割当決定の時点においては無償割当の合計量について確定的な数値は存在しないため、遵守係数の算定には一定程度の不確定要素をはらんでいる。このため、具体的数値の決定については環境大臣（行政）に委ねることになる。

なお、本条文案には盛り込んでいないが、算定基準期間に特別な理由（改修工事や施設点検などによる休業など）で生産量や排出量が下がった事業所を救済するための規定についても検討する必要がある。

## 第11条 炭素漏出のおそれ等がある事業に関する特例

特定事業所（ただし第12条に規定する事業所を除く）のうち、排出量取引制度の適用により日本国内の排出施設が第三国に移転するおそれ等がある事業活動（以下「炭素漏出のおそれ等がある事業」という。）をおこなう事業所の事業者に対しては、別表5の計算式に基づき算定した量の排出枠を無償で割当てる。

2 炭素漏出のおそれ等がある事業とは、以下の各号のいずれにも該当する事業として政令で定める事業をいう。

一 当該事業における平均的な生産費用に占めるエネルギー費用の割合が2割を超えている事業

二 当該事業における貿易集約度（国内生産量に占める輸出量の割合または国内供給量に占める輸入量の割合のいずれか大きい割合のことをいう。以下同じ。）が1割を超える事業

3 第1項の規定により割当をおこなう排出量の合計が、当該年度の排出枠総量から第9条に基づく有償割当分及び第7条による留保分を控除した残りの量を超過する場合には、超過した割合に応じて第1項の規定による割当量を減少させる。

本条は炭素リーケージ等のリスクにさらされた事業活動をおこなう事業者を保護するための特例について定めている。すなわち、これらの事業所については、第1期は標準的な事業所の排出係数を基準とした無償割当をおこなうが、第2期以降は毎年一定の率で割当量を減少させている。ただし、有償化へのスピードは他の既存事業所より緩やかに設定している（別表5）。

第2項は、法律のなかに炭素リーケージ等のリスクにさらされた事業をエネルギーコストの割合と貿易集約度から定義している。

第3項は、炭素リーケージ等のリスクにさらされた事業についての特例的な割当は当該年度の無償割当量から留保分を除いた量を上限とすること定めている。無償割当量が減少し本条の特例による割当量がそれを上回ってしまったときは、各事業所に対する割当量を超過した率に応じて削減する。

## 第12条 新規事業所等に対する無償割当

第14条第2項各号に定める期限より後に操業を開始した事業所（以下「新規事業所等」という）の事業者に対しては、操業を開始した日が属する制度期間につき、別表6の計算式に基づき算出された排出枠を無償で割当てる。

2 前項の規定による割当は第7条により留保した排出枠よりおこなう。

本条は、制度期間の開始後又は開始直前（無償割当の申請期限経過後）に操業を開始した事業所に対する無償割当について規定している。

これらの事業所については過去の生産実績が存在しないため、既存の事業所とは異なる算定方法で割当をおこなっている。すなわち、別表6では、設備容量と標準的稼働率によって算定される生産量に標準的な事業所の排出係数を掛け合わせた量の排出枠を割当てることとしている。ただし、新規事業所についても、既存の事業所と同様に、無償割当量を年々減少させていくことを予定している（炭素リーケージのリスクにさらされた事業については既存事業所と同じように減少のスピードを緩めている）。

2項は、新規事業所等に対する割当は留保分からおこなうことを定めている。

### 第13条 複数の種類の事業活動をおこなう事業所

1つの事業所において複数の種類の事業活動をおこなう事業所については、それぞれの事業活動をおこなう施設を一つの事業所とみなして前3条の規定を適用し、それらを合計した量の排出枠を事業者に対して割当てる。

このモデル案では、事業所を基本単位としている。ただし、事業所のなかに複数の種類の事業活動をおこなうものがあるため、本条では、こうした事業所における無償割当量の算定において個々の事業活動を単位として割当量の算定をおこなったうえでそれを合算する方法をとることを定めている。

### 第14条 割当手続

特定事業所の事業者は、10条乃至12条の規定に基づく排出枠の無償割当を環境大臣に請求することができる。

2 前項の規定による請求は、次の各号に定める日までに、環境省令で定めるところによりおこなわなければならない。

一 第1期 平成22年8月31日

二 第2期 平成24年8月31日

3 環境大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、前項に定める日から3か月以内に、割当をすべき量を決定し当該請求者に通知しなければならない。

4 新規事業所等の事業者は、同項の規定にかかわらず、当該事業所の操業開始日の前日までに第1項の請求をおこなうことができる。この場合において、環境大臣は請求がなされた日から3か月以内に割当する量を決定し、当該請求者に通知しなければならない。

5 この法律に基づいて環境大臣が割当てに関しておこなった決定が不服申立又は行政事件訴訟において取り消されたことによりおこなう当該事業者に対する追加的な割当は、第7条により留保した排出枠よりおこなう。

本条は無償割当についての請求手続を定めている。

1項は事業者が割当請求権を有することを規定している。

2項は請求の期限、3項は割当決定の期限を定めている。割当の請求と決定はいずれも制度期間の開始前に制度期間を通じた割当量が確定することを予定している。割当量にキャップが設けられ、キャップの範囲内で割当量が決定される仕組みになっているため、請求経過後の申請は（4項で定める新規事業者等を除き）正当な理由の有無を問わず排除される。

4項は、3項の期限までに割当申請をおこなえない新規事業所等についての特例を定めている。

5項は、割当に関する決定に対する行政不服審査又は行政訴訟の結果、追加的な無償割当をおこなう場合に、留保分から割当をおこなうことを定めている。

### 第15条 届出

特定事業所の事業者は、第14条第2項に定める期限までに、環境省令で定めるところにより、次の各号に定める事項を環境大臣に届け出なければならない。

一 算定基準期間における温室効果ガスの種類別の算定排出量

二 前号の期間に当該事業所で使用された燃料の種類及び生産地別の量

- 三 前号の期間に当該事業所で生産された生産物又は活動の種類別の量
- 四 生産物又は活動の種類別の1生産物又は1活動量あたりの温室効果ガスの算定排出量
- 五 当該事業所において温室効果ガスの排出量を測定又は算定するための方法及び体制
- 六 その他環境省令で定める事項

2 別表1に掲げる事業活動をおこなう事業所の事業者は、環境省令で定めるところにより、次の各号に定める期限まで（ただし、新規事業所については操業開始日まで）に、各制度期間において当該事業所が特定事業所に該当すること又は該当しないことについての確認を環境大臣に請求することができる。

一 第1期 平成22年6月30日

二 第2期 平成24年6月30日

3 環境大臣が前項の規定による確認請求において当該事業所が特定事業所に該当する旨の確認をおこなった場合、当該確認請求をおこなった事業者は、第14条第2項及び同条第4項にかかわらず、通知を受けた日から1カ月内に同条第1項に基づく割当の請求をおこなうことができる。

4 第14条第5項（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定は、前項に規定する割当の請求に準用する。

5 何人も、第1項による届出文書（添付資料を含む）の全部若しくは一部を閲覧し又は写しの交付を請求することができる。ただし、第1項第三号ないし第六号に関する事項を公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときはこの限りではない。

本条は、対象事業所についての届出義務等を定めている。

1項は、対象事業所の事業者に算定基準期間における温室効果ガスの排出量等の届出義務をかしている。

2項は、ある事業所が制度の対象事業所であるか否かについての確認を求めるための手続きを定めている。これは、ある事業所が制度の対象となるか否かが実務上は必ずしも明確ではない（事業所の範囲や排出量の算定方法などに不明確な点があるため）、という問題に対処するためのものである。

3項は、確認請求の結果、取引制度の対象となることが確認された事業所については、確認後1カ月以内に無償割当の請求をおこなうことができる旨を定めている。このため、確認時にはすでに割当請求の期限（14条2項）が経過していても無償割当を受けることができる。

4項は、前項による割当を留保分からおこなうことを定めている。

5項は、事業者の届出関係書類の情報公開について定めている。温室効果ガスの排出量及び燃料の使用量については無条件で一般公開の対象としているが、その他の事項については事業者の正当な利益を害するおそれがある場合には非公開としている。この非公開事由の規定は情報公開法第5条第二号イに依拠している。

## 第16条 排出枠の支給

環境大臣は、制度期間中の各年度に無償割当をおこなう排出枠を当該年度の2月28日までに当該事業所の事業者の割当量口座簿に振り替える方法で支給する。ただし、新規事業所等の事業者が、第14条第4項（）に基づき割当の請求をおこなったときは、環境大臣は割当量の決定後すみやかに操業開始日が属する年度分の排出枠を支給する。

本条は割当決定に基づく排出枠の支給方法について定めている。排出枠の割当量は制度期間の開始前に全制度期間を通じた量が確定するが、実際の支給は毎年2月28日に当年分を支給する方法をとっている。期首に全部の排出枠を支給しないのは、多量のボローウィングが可能となること等による弊害を防ぐためである。

## 第17条 事業所の閉鎖等

特定事業所の事業者が、当該事業所における事業活動を廃止した場合、廃止をした日から1カ月以内に、環境省令で定めるところにより環境大臣に届出をおこなわなければならない。

2 環境大臣は、事業活動を廃止した特定事業所に対する排出枠の割当決定のうち、廃止日の翌日以降の割当部分を取り消す。ただし、1年に満たない部分は1年を365日とする日割計算により取消す部分を算定する。

3 前項の規定により割当決定を取り消された特定事業所の事業者が、取消にかかる排出枠の支給をすでに受けていた場合、当該事業者はこれを直ちに返還しなければならない。

4 特定事業所の事業者が、制度期間の算定基準期間の開始後に生産設備の全部または一部を改変し、それによって当該事業所における生産又は活動の能力が3割以上増加又は減少した場合には、生産施設の改変後に操業を開始した日の前日に既存の事業所が廃止されたものとみなす。

5 本条の規定により返還された排出枠は、第7条の規定により留保する排出枠に帰属する。

本条は、排出枠の割当決定を受けた後に、当該事業所が廃止された場合について規定している（閉鎖ルール）。

1項は、事業所を廃止した事業者が届出義務をかしている。

2項は、事業所の閉鎖によって、事業者に対する割当決定が将来に向かって取り消されることを定めている。

3項は、取消の対象となった割当分を事業者がすでに支給されていた場合には返還させることを定めている。

4項は、既存施設の大規模な改変があった場合に、改修前の事業所が廃止され、新たに新規事業所が設置されたものとして扱うことを定めている。このため、既存事業所についての無償割当については、施設の改修日以降分については返還の対象となる。同時に、改修日以降分については、改修後の事業所を新規事業所として扱って無償割当をおこなうことになる。

5項は、閉鎖に伴う割当決定の取消分と3項による返還分が留保分に帰属することを定めている。

## 第4章 報告及び排出枠の提出

### 第18条 報告

特定事業所の事業者は、平成24年以降毎年3月31日までに、環境省令で定めるところにより、前年1月1日から12月31日までの間の次の各号に定める事項を環境大臣に報告しなければならない。

- 一 当該事業所における温室効果ガスの種類別の算定排出量
- 二 当該事業所で使用された燃料の種類及び生産地別の量

- 三 当該事業所における生産物又は活動量の種類別の量
  - 四 生産物又は活動量の種類別の1生産物又は1活動量あたりの温室効果ガスの算定排出量
  - 五 その他環境省令で定める事項
- 2 前項の規定による報告については、事前に、政令において定める検証機関による検査及び正確性についての認証を受けなければならない。
- 3 第15条第5項の規定は、第1項による報告文書（添付資料を含む）につき準用する。この場合において、第15条第5項中、「第1項第三号ないし第六号」とあるのは、「第1項第三号ないし第五号」と読み替える。

本条は排出量などについての報告義務を定めているが、排出量等について適正な報告がなされることは取引制度において重要な意味をもっている。

- 1項では、毎年3月31日までに、前年度の排出量及び排出係数の算定にかかわるデータをすべて提出させることを定めている。
- 2項は、報告データについてはあらかじめ登録検証機関による検査と認証を受ける義務をかし、正確性の検証のための行政コストの削減をはかっている。
- 3項は、事業者による報告事項についての情報公開について定めている。

#### **第19条 排出枠の提出**

- 特定事業所の事業者は、平成24年以降毎年4月30日までに、前年の1月1日から12月31日までの間の当該事業所における温室効果ガスの算定排出量の合計に相当する量の排出枠を環境省令で定めるところにより環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定により提出された排出枠をすみやかに消却しなければならない。

本条は、毎年4月30日までに前年度の排出量に相当する排出枠を提出する義務を対象事業所の事業者にかしている。本条文案は、BORROWINGについては特に容認する規定をおいておらず、原則としてBORROWINGを認めていない。ただし、当年分の排出枠の支給後に前年分の排出枠の提出期限を設けることによって1年分のBORROWINGが可能となっている。

#### **第20条 他の削減量による提出**

- 特定事業所の事業者は、前条の規定による排出枠の提出に代えて、次の各号に定める削減量（以下「外部削減量」という）を環境省令で定めるところにより提出することができる。ただし、外部削減量による提出は、前条により事業者が提出しなければならない排出枠量の5分を超えることができない。
- 一 京都議定書第6条1に規定する排出削減単位
  - 二 京都議定書第12条3（b）に規定する認証された排出削減量
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する活動から生じる外部削減量については適用しない。
- 一 原子力発電
  - 二 森林による吸収作用の利用及び保全
  - 三 森林減少・劣化防止等の活動

#### 四 農業

#### 五 土地の利用形態の変更

#### 六 その他環境省令で定める活動

3 第2期において、前2項に規定する外部削減量の種類等について変更をおこなう場合は、平成23年6月30日までにこの法律においてその旨の定めをおこなう。

本条では、京都議定書に基づくERUとCERを代替的なクレジットとして認めている。ただし、国内での削減を基本とする趣旨からこれらの外部クレジットの利用に上限を設けた。

2項は、削減の確実性などの観点から、森林吸収や土地利用形態の変更等、一定の種類の事業によるクレジットを対象から外している。

## 第5章 排出情報記録簿及び排出枠口座簿

### 第21条 排出情報記録簿

環境大臣は、特定事業所における温室効果ガスの排出に関する情報を統合的に記録するため記録簿（以下「排出情報記録簿」という）を作成する。

2 排出情報記録簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

3 排出情報記録簿には、以下の事項を記録する。

一 特定事業所の所在地、事業者の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、法人については代表者の氏名

二 特定事業所における事業活動の種別

三 特定事業所における温室効果ガスの算定排出量

四 その他環境省令で定める事項

4 前項第三号による排出量の記録は、年度別、温室効果ガスの種類別におこなう。1つの特定事業所において複数の種類の事業活動がおこなわれている場合は、事業活動の種類別におこなう。

5 何人も、排出情報記録簿に記録されている事項を閲覧し又は記録事項を記載した書面の交付を請求することができる。

本条は排出データ等の管理及び開示について定めている。

1項から4項は、排出データを一元的に管理し公開するための手段として、「排出情報記録簿」を設けることを定めている。ただし、データは電子データとして記録することとし、電子データの形式でなされた各事業者からの報告データとリンクさせることを予定している。

5項は、排出量記録簿に記載される温室効果ガスの排出データは例外なく何人にも公開されることを規定している。

なお、排出情報の提出義務とデータ管理については、省エネ法とも重なる事項であるため温暖化対策基本法（仮称）において一括して定めることが制度的には望まれる。

### 第22条 排出枠口座簿

環境大臣は、排出枠の取得、保有及び移転を行うために、排出枠口座簿（以下「排出枠口座簿」という）を作成する。

- 2 排出枠口座簿は、その全部を磁気ディスクで調製するものとする。
- 3 排出枠口座簿には、口座の名義人ごとに区分する。
- 4 排出枠口座簿には、次に掲げる事項を記録する。
  - 一 口座名義人の氏名又は名称、住所又は本店等の所在地、法人の場合は代表者の氏名
  - 二 保有する排出枠及び外部削減量の数量及び識別番号
  - 三 前号の排出枠及び外部削減量の全部又は一部が信託財産であるときはその旨
  - 四 その他環境省令で定める事項
- 5 口座の開設を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより環境大臣に開設の申請をおこなうことができる。この場合、環境大臣は、申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるときを除き遅滞なく口座を開設し、その旨を口座名義人に対し通知しなければならない。
- 6 口座名義人は、口座簿に記録された事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。前項の規定は変更の届出について準用する。

本条は基本的に温対法の「割当量口座簿」の規定に依拠している。ただし、「割当量」という名称は排出枠の割当を想起させるため、名称を変更した。内容も若干コンパクトにしている。

### **第23条 振替手続**

排出枠の取得及び移転（以下「振替」という）は、排出枠口座簿において当該排出枠についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

- 2 排出枠の振替の申請は、振替によりその口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境省令で定めるところによりおこなうものとする。

前条と同様。

## **第6章 排出枠に関する取引**

### **第24条 排出枠の譲渡**

排出枠はこれを譲渡することができる。

- 2 排出枠の譲渡は、第23条に基づく排出枠口座簿における振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡にかかる排出枠の増加の記録を受けなければその効力を生じない。
- 3 排出枠は、質権の目的とすることができない。

基本的に、温対法第6章（割当口座簿）の規定によっている。

### **第25条 排出枠の信託**

排出枠は、信託の目的とすることができる。

- 2 排出枠の信託は、環境省令の定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第22条第4項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

前条と同様。

## 第26条 排出枠の帰属等

排出枠の帰属は、排出枠口座簿の記録により定まるものとする。

2 前項の排出枠口座簿の国又は口座名義人は、口座における記録がされた排出枠を適法に保有するものと推定する。

3 第23条の規定に基づく振替によりその管理口座において排出枠の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該排出枠を取得する。ただし、国又は口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りではない。

前条と同様。

## 第7章 排出枠の公売収益

### 第27条 公売収益の用途

環境大臣が排出枠を売却することにより得た収益は、国に帰属する。

2 前項の収益は、排出枠取引制度の運用のための国の費用に充てるほか、以下の目的のために優先的に用いる。

- 一 再生可能エネルギーの普及
- 二 低所得者に対する支援
- 三 省エネルギー及びエネルギー効率性の向上策の支援
- 四 公共交通機関の普及
- 五 日本国内における森林整備
- 六 途上国における適応対策の支援

本条は、オークション収益の帰属と用途に関して規定している。

1項はオークション収益がすべて国に帰属することを前提としている。ただし、将来的に有償割当部分が増加しオークション収益が増大して行くことを考えると、地方公共団体などへの分配についても検討すべきである。

2項は収益の用途について、取引制度に要する行政コストと温暖化対策に関連する事項に「優先的に」支出すべきことを定めている。この「優先的に」という表現はあいまいであるが、同じ程度の必要性がある複数の用途が存在する場合には、法律に掲げられた用途に用いることが義務付けられる趣旨である。オークション収益を温暖化対策に用いることは取引制度の受容を促すうえで重要な意味をもつが、他方で用途を法律で限定し目的税化することは財政の硬直化という弊害を生みかねない。こうした両者の兼ね合いから、収益を一般財源に帰属させつつも「優先的に」という形で収益が温暖化対策の財源となることを実質的に担保しようとしている。

## 第8章 監督

### 第28条 報告命令

環境大臣は、特定事業所の事業者が第18条に定める報告をおこなわない場合、当該事業者に対し期限を定めて報告を命じることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による命令と同時に、以下の措置を講じることができる。

- 一 当該事業者の排出枠口座簿の使用の停止

## 二 当該事業者に対する第16条に基づく排出枠の支給の停止

3 第1項の規定による命令を受けた事業者が、第18条による報告をおこなったときは、当該対象事業所に対する第2項の規定による停止措置を解除する。

4 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業所の事業者に対し、特定事業所の業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、特定事業所に立ち入り、特定事業所の設備、帳簿その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本条は、事業者が排出関連データの報告を行わない場合に、行政当局が報告を命じるなどの措置を講じることを認めている。

## 第29条 賦課金

環境大臣は、第19条に基づき排出枠の提出をおこなわない特定事業所の事業者に対し、同条に基づく排出枠の提出とは別に、提出を怠った温室効果ガスの算定排出量1トンあたり1万円の賦課金の支払いを命ずることができる。

2 環境大臣は、前項の命令と同時に、前条第2項に規定する措置を講じることができる。

3 環境大臣は、特定事業所の事業者が第18条に基づく排出量の報告をおこなわないとき又は虚偽の報告をおこなったときは、前年度に当該事業所における温室効果ガスの算定排出量を推定し、これに基づき第1項に定める賦課金の額を決定することができる。

4 第1項の決定をおこなった場合、環境大臣はその旨を公表することができる。

5 第1項の規定による命令を受けた特定事業所が、その賦課金を納付し、かつ、第19条に基づき排出枠を提出したときは、環境大臣は当該事業者に対する第2項の停止措置を解除する。

6 第1項の命令を受けた事業者が、正当な理由なくして賦課金の支払いをおこなわないときは、環境大臣は当該事業者に対し、当該特定事業所における事業活動の停止を命じることができる。

本条は、事業者が排出枠の提出を行わない場合に、CO<sub>2</sub>換算量1トンあたり1万円の賦課金を課すことなどを定めている。賦課金の納付によって、事業者は本来の排出枠の提出義務を免れることはない。また、当該事業者の口座の凍結、事業者名の公表などの手段を定めている。

## 第30条 主務大臣

この法律における主務大臣は、環境大臣とする。

排出量取引制度の主務大臣を環境大臣とすることを定めている。

## 第9章 地方公共団体による排出量取引

### 第31条

この法律により定める排出量取引制度は、地方公共団体が、条例で、温室効果ガスの排出（他

人から供給された電力又は熱の使用を含む) する者について、排出量取引制度を定めること、必要な規制をおこなうこと、その他温室効果ガスの排出の抑制のための定めをおこなうこと妨げるものではない。

本条は、地方自治体が独自に排出量取引制度を導入すること、また、排出等について規制をおこなうことをこの法律が排除していないことを定めたものである。地方自治体がその地域の特性に応じた取引制度あるいは規制をおこなうことは、全国規模で大規模排出事業者を対象とする取引制度を定めたこの法律による取引制度と矛盾するものではなく、むしろ積極的にそれぞれの地域においても排出削減策が進められていくことが望まれる。

## 第10章 罰則

### 第32条 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、1000万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第1項による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの
- 二 第17条第1項による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの
- 三 第18条による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

本条は、報告を怠った事業者、虚偽の報告をおこなった事業者などに対する刑事罰（罰金）について定めている。

### 別表1 取引制度の対象となる事業活動

(略)

### 別表2 排出枠総量の計算式

第1期及び第2期の各年度の排出枠総量は、以下の量とする。

#### 一 第1期

平成23年度 基準排出量×第1期のカバー率×0.9646

平成24年度 基準排出量×第1期のカバー率×0.9352

#### 二 第2期

平成25年度 基準排出量×第2期のカバー率×0.9058

平成26年度 基準排出量×第2期のカバー率×0.8764

平成27年度 基準排出量×第2期のカバー率×0.8470

平成28年度 基準排出量×第2期のカバー率×0.8176

平成29年度 基準排出量×第2期のカバー率×0.7882

ただし、前記の計算式における各計算要素の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 「基準排出量」は、平成2年度の二酸化炭素の排出量として環境省令で定める値（注：11億4413万二酸化炭素トン）をいう。

二 「カバー率」は、各制度期間の算定基準期間に排出された二酸化炭素の総量のうち当該制度期間に排出量取引制度の対象となる二酸化炭素の排出の合計量が占める割合を基準として、制度期間ごとに環境省令で定める値をいう。

### 別表3 有償割当の総量の計算式

第1期及び第2期の各年度に、第9条により売却する排出枠の総量は以下の量とする。

一 第1期

平成23年度 当該年度の排出枠総量×0.1

平成24年度 当該年度の排出枠総量×0.2

二 第2期

平成25年度 当該年度の排出枠総量×0.3

平成26年度 当該年度の排出枠総量×0.4

平成27年度 当該年度の排出枠総量×0.5

平成28年度 当該年度の排出枠総量×0.6

平成29年度 当該年度の排出枠総量×0.7

### 別表4 既存事業所に対する無償割当量の計算式

1 第1期及び第2期の各年度に、第10条に基づき無償で割当てる排出枠の量は、以下の方法により算定した量とする。

$$\text{年間平均生産量} \times \text{標準的な事業所の排出係数} \times \text{遵守係数}$$

ただし、前記の計算式における各計算要素の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 「年間平均生産量」とは、当該特定事業所の各制度期間の算定基準期間における年平均の生産量又は活動量をいう。ただし、第5条第2項に該当する特定事業所については、算定基準期間中の生産量又は活動量を1年間あたりの生産量又は活動量に換算した値を年間平均生産量とみなす。

二 「標準的な事業所の排出係数」とは、当該事業における平均的な事業所における排出係数をいう。

三 「遵守係数」とは、第10条に基づき割当を行うべき排出枠の総量が、別表2に定める当該年度の排出枠総量から、別表3に定める当該年度の有償割当の総量、第7条に基づく留保分及び第11条に基づく無償割当の総量を差し引いた量を超過する割合を基準として、環境大臣が定める値をいう。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項に該当し、かつ、第14条第2号に定める期限までに操業を開始した特定事業所に対して無償で割当てる排出枠の量は、別表6に定める方法により

算出した量とする。

## 別表5 炭素漏出のおそれ等がある事業に関する無償割当量の計算式

第1期及び第2期の各年度に、第11条に基づき無償で割当てる排出枠の量は、以下の方法により算定した量とする。

### 一 第1期

平成23年度 年間平均生産量×標準的な事業所の排出係数×0.9

平成24年度 年間平均生産量×標準的な事業所の排出係数×0.9

### 二 第2期

平成25年度 年間平均生産量×標準的な事業所の排出係数×0.83

平成26年度 年間平均生産量×標準的な事業所の排出係数×0.76

平成27年度 年間平均生産量×標準的な事業所の排出係数×0.69

平成28年度 年間平均生産量×標準的な事業所の排出係数×0.62

平成29年度 年間平均生産量×標準的な事業所の排出係数×0.55

ただし、前記の計算式における「年間平均生産量」及び「標準的な事業所の排出係数」の意義については、別表4の規定を準用する。

## 別表6 新規事業所等に対する無償割当量の計算式

第1期及び第2期の各年度に、第9条に基づき無償で割当てる排出枠の量は、以下の方法により算定した量とする。ただし、操業を開始した年については、当該年度の無償割当量に操業開始日から年度末までの日数を乗じこれを365で除した量とする。

### 一 第1期

平成23年度 当該事業所の生産能力又は活動能力×標準稼働率×標準的な事業所の排出係数×0.9

平成24年度 当該事業所の生産能力又は活動能力×標準稼働率×標準的な事業所の排出係数×0.8（ただし、第11条第2項に該当する事業については0.9）

### 二 第2期

平成25年度 当該事業所の生産能力又は活動能力×標準稼働率×標準的な事業所の排出係数×0.7（ただし、第11条第2項に該当する事業については0.83）

平成26年度 当該事業所の生産能力又は活動能力×標準稼働率×標準的な事業所の排出係数×0.6（ただし、第11条第2項に該当する事業については0.76）

平成27年度 当該事業所の生産能力又は活動能力×標準稼働率×標準的な事業所の排出係数×0.5（ただし、第11条第2項に該当する事業については0.69）

平成28年度 当該事業所の生産能力又は活動能力×標準稼働率×標準的な事業所の排出係数×0.4（ただし、第11条第2項に該当する事業については0.62）

平成29年度 当該事業所の生産能力又は活動能力×標準稼働率×標準的な事業所の排出係数×0.3（ただし、第11条第2項に該当する事業については0.55）

ただし、前記の計算式における「標準的な事業所の排出係数」については別表4の規定を準用する。